# マイクロソフト P/O 発注条件

Microsoft Purchase Order (P/O) Terms and Conditions

最終更新日: 2017年12月

# 1. 承諾および効力

本マイクロソフト P/O 発注条件 (「本発注契約」) は、該当の発注書(以下「発注書」または「P/O」: Purchase Order という) により発注される物品およびサービスの発注・購買に関して、当該発注書(P/O) に記載されたマイクロソフト法人 (日本マイクロソフト株式会社またはマイクロソフト ディベロップメント株式会社のいずれか。以下「マイクロソフト」という) と、当該発注書(P/O) を受領した貴社 (「契約者」) との間で成立し、当該の発注書(P/O) に適用される取引条件となる。

本発注契約および該当の発注書(P/O)は、①契約者が当該発注書(P/O)に同意した日、②当該発注書(P/O)の送信日から数えて(何らの異議申し立てもなく)5営業日が経過した日、または③契約者が当該発注書(P/O)の記載内容の履行を開始した日、のうち最も早く到来する日付において発効し、当該発注書(P/O)に適用される。本発注契約の成立により、契約者は、本発注契約および該当の発注書(P/O)の内容に基づき、

- (a) 物品: ソフトウェアおよび有形財(「本物品」)
- (b) サービス: サービス(「本サービス」)

(c) 成果物: 本物品または本サービスの一部として、契約者またはその下請業者がマイクロソフトのために作成または開発する知的財産またはその他の作業生産物はマイクロソフトの「職務者作物」(適用される著作権法に規定する意味をいう)(「本成果物」)をマイクロソフトに提供することに合意するものとする。

# 2. 他の契約との関係

本発注契約および発注書(P/O)の条件は、マイクロソフトと契約者との完全な法的拘束力をもつ契約となる。但し、以下の場合はこの限りではない。

- (a) 契約者がマイクロソフトとの間で、別途有効な書面または電子契約(取引基本契約を含む)を本発注契約および該当の発注書(P/O)の日付に有効で締結している場合は、本発注契約の規定に関わらず、かかる契約の条項が優先的に適用される。この協定の適用上、かかる契約は当該発注書(P/O)で注文された商品および/またはサービスに適用され、および/または当該発注書(P/O)が管轄する当事者の関係にその契約が適用される。本発注契約および該当の発注書(P/O)の適用上、サービスにアクセスするまたはログインためにマイクロソフトが承諾したオンライン条件または契約は相互に実行された合意ではなく、本発注契約の規定の条項を置き換えたり、補完したり、修正したりすることはありません。
- (b) 特定の発注書(P/O) について、近似のまたは相反する規定を含む複数の契約が存在する場合、マイクロソフトに最も有利な条件が適用される。但し、その結果が不合理、不当、または法令により禁止される場合はこの限りではない。
- (c) 本発注契約および発注書 (P/O) の規定は、①第 8 条に基づく変更、並びに第 13 条および

14 条に基づく解除のいずれかに該当する場合、および②両当事者が署名捺印した書面によって変更する場合、にのみ変更される。それ以外の方法によってはいかなる変更もされず、またそれ以外の追加的または異なる条件も適用されない。

# 3. 梱包、出荷、および返品

発注書(P/O)に基づく発注には、別段の規定がない限り、以下の条件が適用される。

#### 梱包

- (1) 価格が重量に基づくものである場合、かかる価格は、正味の重量のみにより算定される。
- (2) 契約者は、箱詰め、木箱詰め、取り扱い時に生じる損傷、運搬、保管など、梱包または出荷 前の費用を、マイクロソフトに請求できないものとする。

#### 出荷

- (1) 契約者は、すべての出荷品に、必要な取扱情報および出荷情報、発注番号、出荷日、ならびに荷受人および荷送人の名称を記載するものとする。
- (2) 各出荷品には、明細が記載された請求書、梱包明細書、および本物品または本成果物の国内または国際輸送、規制当局による認可、または確認に必要なその他の文書を添付するものとする。
- (3) マイクロソフトは、納入された数量 (但し、発注された最大数量を超えない) についてのみ 支払を行う。
- (4) 過剰納入分は、契約者に返品される。契約者からの出荷指示を待つまでの合理的な期間、マイクロソフトまたはその代理人によって、契約者の責任および費用負担により保管される。
- (5) マイクロソフトは、出荷または配送費用を請求されないものとする。

- (6) 別段の合意がない限り、本物品および本成果物は、発注書(P/O)の日付から 10 日後に、 以下により引き渡されます。
- i. 本物品および本成果物がマイクロソフト指定の引渡場所と同じ法域から発送される場合は、マイクロソフト指定の引渡場所への FOB (本船渡)、または
- ii. 本物品および本成果物がマイクロソフト指定の引渡場所に国境を越えて引き渡される場合は、マイクロソフト指定の引渡場所への DDP (関税込持込渡) (Incoterms 2010 の定義による)
- (7) 指定の引渡場所でのマイクロソフトによる最終受け入れまでに発生する本物品または本成果物の全部または一部の紛失、損傷または破損のリスクは、すべて契約者が負うものとする。受け入れまでにマイクロソフトの従業員による故意または重過失により生じた紛失については、すべてマイクロソフトが責任を負います。

#### 返品

過剰出荷された数量または拒否された品目に関する返送料金は、契約者が負担するものとする。

#### 4. 請求書

(1) 電子請求が利用可能な場合、サプライヤーはそのプロセスに従うものとします。MS Invoice (https://einvoice.microsoft.com) は、マイクロソフトが受取人に提供する Web ベースのアプリケーションであり、受取人はこれを使用してマイクロソフトに直接電子請求書を送信することができます。MS Invoice ツールは、電子請求書の 1 対 1 での送信、または請求書が複数ある場合は一括アップロードによる送信をサポートします。このプロセスを介して請求書を送信することができない場合、マイクロソフトが代替の請求書送信プロセスを提供する例外として、受取

# 人は、Microsoft Accounts Payable ヘルプ デスク

(https://www.microsoft.com/en-us/procurement/contracting-apsupport.aspx) に連絡し、正当な理由を提供する必要があります。請求書には以下の情報を記載しなければなりません。発注番号、品目番号、品目の内容、数量、単価、合計金額、梱包明細番号、送料、出荷先の都道府県、税金、およびマイクロソフトが合理的に要求するその他の情報。サプライヤーは、サプライヤーの請求書の調査、報告、または誤りの訂正に関する料金をマイクロソフトに請求しません。マイクロソフトは、第三者の請求サービス プロバイダーを通じてサプライヤーに電子請求機能を提供する場合があります。このような場合、サプライヤーは、電子請求プロバイダーに対し、まだ請求書原本となっていないサプライヤーの請求書データを受領し、その後、「サプライヤーの名義でサプライヤーを代理して」電子請求書を発行するために電子署名を当該請求データに適用する権限を付与します。

(2) マイクロソフトは、口頭または書面で通知することにより、または部分支払を行うことにより、請求書について異議を申し立てることができます。マイクロソフトは、当該請求書の受領後 60 日以内に書面をもってサプライヤーに係争金額について通知するために商業的に合理的な努力を行います。通知を提供しなかったり請求書に対し支払を行ったとしても、請求または権利を放棄したものとはみなされません。

#### 5. 支払条件

本発注契約に基づく支払条件は、以下のとおりとする。

# (1) 支払期日:

「納品日」の属する月末日にて締め、翌月末日払いとする。

- ※但し、支払手続きが滞らないよう、納品後、速やかに請求書をご送付ください。
- ※「納品日」について
- ・ 納品物(本物品および本成果物。以下同じ)が存する場合は、
  - 1) 納品が完了した日をいう。(本物品または本成果物の納品が完了した日、または本サービスの提供が完了した日、のいずれか遅い方の日とする)
  - 2) 納品物が第 7 条 (c) に基づき交換または修正された場合は、かかる交換・修正後の納品物について、納品が完了した日をいう。(かかる交換・修正後の、本物品または本成果物の再納品が完了した日、または本サービスの再提供が完了した日、のいずれか遅い方の日とする)
- ・ 納品物が存しない場合は、
  - 1) 本サービスの業務遂行期間が 1ヶ月以上であり、かつ対価を月額により請求される場合には、各月末日(但し、最終納品日は終了日)をいう。
  - 2) 本サービスの業務遂行期間が 1ヶ月未満の場合は、業務遂行完了日をいう。

# (2) 支払方法:

契約者が別途書面で指定する銀行口座に対して振込む方法により、支払うものとする。なお、振 込手数料は、マイクロソフトの負担とする。

契約者は、マイクロソフトとの間で別段の合意が明確になされない限り、発注書(P/O)に基づく本物品または本サービスの提供および、本発注契約の条件に基づく履行に関して発生した経費

のすべてを負担するものとする。請求書に対する支払いは、本物品または本サービスの受諾を意味しないものとし、契約者の過誤、不足、欠陥、またはその他本発注契約に基づく義務の不履行については、修正の対象となるものとする。

#### 6. 税金

マイクロソフトが署名押印した別段の合意がない限り、個々の発注書(P/O)に適用される価格は、当該発注書(P/O)に関して発生する可能性のある、日本または外国の、適用されるすべての税金が含まれる(総称的に「税金」という)。すべての税金は、契約者の請求書において別個に明記されるものとする。マイクロソフトは、契約者が法的に支払い義務を負ういかなる税金について、責任を負わないものとする。契約者は、すべての税金および、税金に関連する請求、訴因、費用(合理的な弁護士手数料を含めこれに限定されず)、および税金に関連するその他のいかなる類の責任について、マイクロソフトを免責、防御し、かつこれに損害を与えないものとする。マイクロソフトから契約者に支払われるべき金額から、何らかの税金が源泉徴収されなければならない場合、マイクロソフトは、これを控除し、適切な税務当局に支払うことが、予め認められる。

#### 7. 検収

- (a) 本物品、本サービス、および本成果物は、該当する発注書(P/O)に定める仕様および要件を満たしていなければならない。かかる仕様および要件との不一致が発生した場合、その重要性にかかわらず、マイクロソフトは、当該発注書(P/O)を取り消すことができる。
- (b) マイクロソフトは、その選択により、本物品、本サービス、および本成果物について、製造 期間中を含め、最終受け入れの前に、いかなる場所および時間においても、検収およびテストを

行うことができるものとする。マイクロソフトの検収またはテストが契約者の事業所で行われる場合、契約者は、追加料金を請求することなく、マイクロソフトの検査担当者の安全および便宜のために合理的に必要な施設その他の便宜を提供するものとする。最終検収および受け入れの前にいかなる検査またはテストを行い、または行わなかったとしても、契約者は、欠陥またはその他本発注契約に基づく義務の不履行に対する責任を免れないものとする。

- (c) 発注書(P/O)に基づき引渡された品目において、何らかの欠陥がある場合、または発注書(P/O)のその他の要件を満たしていない場合、マイクロソフトは、(i) これを拒絶して交換を求めるか、(ii) 指定する期間内に修正するよう要求するか、(iii) 価格を減額してこれを受け入れるか、または、(iv) 契約者に返品して全額の返金を求めるか、いずれかの権利を有するものとする(但し、(iv) については、マイクロソフトが検収またはテストを行った場合に限るものとする。)。拒絶された、または修正を求められた品目は、契約者が通知を受けた後直ちに、契約者の経費負担で交換、または修正されるものとする。マイクロソフトが要求した後、契約者が欠陥のある品目を引渡し期限までに交換または修正することを怠った場合、マイクロソフトは、その単独の裁量に基づき、(i) かかる品目を交換または修正し、これによって発生した費用を契約者に請求するか、(ii) 不履行を理由に当該発注書(P/O)を直ちに解除するか、または(iii) 適切な価格の引き下げを要求するか、のいずれかを行うことができる。
- (d) 事前に実行された検査または支払いにかかわらず、マイクロソフトはその選択により、本物品、本サービス、または本成果物について、引渡しの後合理的な期間内に、マイクロソフトの指定した場所において、最終検収および受け入れを行うことができるものとする。契約者は、すべ

ての検査作業の記録を保管するものとし、該当の発注書(P/O)に基づく契約期間中、および別途マイクロソフトが定める場合には当該期間中、マイクロソフトの求めに応じて、これをマイクロソフトに提示するものとする。

#### 8. **発注の変更**

マイクロソフトは、事業上合理的に必要な場合には、準拠法により認められる範囲において、契約者への書面による通知によって随時、かつ、契約者の保証人、下請業者、または譲受人に通知することなく、該当の発注書(P/O)に基づく契約者の履行の停止を要請する申し入れ、発注数量を増減させる申し入れ、または変更の申し入れ、のいずれかを行うことができる(「発注変更」)。別段の合意がない限り、発注変更は、発注変更日の前に適時にかつ完全に引渡された本物品、本サービス、および本成果物には適用されない。発注変更が合意され、費用または契約者が履行のために必要とする時間に増減が生じる場合、価格または履行期日は合理的に修正される。

# 9. ツールおよび文書類

マイクロソフトによって提供された仕様書、図面、またはその他の文書類およびデータ、ならびにマイクロソフトが提供し、もしくはその費用を負担した、すべてのツール、機器、マテリアル(仕様、図面、ツール、金型、鋳型、取付具、ひな型、押し型(木ブ)、電極、抜き型(パンチ)、アートワーク、スクリーン、テープ、テンプレート、特別なテスト機器、測定機器、コンテンツ、データおよびソフトウェアを含みますが、これらに限られません)は、マイクロソフトの資産に留まり、またはマイクロソフトの資産になるものとする。契約者は、これらを秘密情報として取り扱い、かつ、マイクロソフトの要請に応じて速やかに、マイクロソフトが費用を負担すること

なく、適切な状態(通常使用による損傷を除く)で、第3条に従い、マイクロソフト指定の引渡場所に引き渡すものとする。契約者は、これらの物品および情報を、マイクロソフトの事前の書面による許可を得ずして、マイクロソフト以外の者のために、使用し、または使用させてはならない。

#### 10. 権利の帰属

- a. 既存の知的財産およびならびに発注書(P/O)に基づく本物品および本サービス以外で開発された知的財産については、各当事者がすべての権利を保有および留保するものとする。
- b. 本成果物にのみ適用される条件 すべての本成果物はマイクロソフトの「職務著作物」(適用される著作権法に規定する意味をいう)であり、マイクロソフトは、本サービスの提供過程で契約者が創出したすべての知的財産権、あらゆる形式のすべてのメディア、ハードウェア、および本サービスの提供過程で契約者が作成したその他の有形マテリアルを含む、すべての成果物に対する権利を有するものとする。マイクロソフトは、本成果物に関連する、または本成果物で使用される書面またはカスタマイズされた製品またはレポートを有するものとする。
- c. 成果物の一部が「職務著作物」とみなされない場合、または著作権、特許、営業秘密、またはその他の財産権の保護が適用されるマテリアルを含む場合、契約者は、すべての知的財産権を含む、成果物に関するすべての権利、権原および権益を、マイクロソフトならびにその承継者および譲受人に譲渡するものとする。契約者は、かかる譲渡を実施するために必要な文書を作成および交付し、マイクロソフトの要請があった場合には、かかる譲渡を実施するために必要な措置を講じるものとする。また、契約者は、本成果物について著作者人格権または同様の権利が適用

される場合には、かかる権利の行使の一切を放棄することに同意する。適用される最優先の法令が合意にもかかわらず契約者による著作者人格権の行使の放棄を制限する場合、契約者は、かかる法令によって認められる最大限の範囲において、本成果物に対するすべての著作者人格権の行使を放棄するものとする。本成果物に関連するまたは成果物で使用される書面によるまたはカスタマイズされた生産物またはレポートを含む契約者の著作物は、職務著作物とみなされる。

d. 契約者が契約者または第三者の知的財産を本物品または本サービスで使用する場合、契約者の知的財産は引き続き契約者が保有する。契約者はマイクロソフトに対し、すべての現在および将来の知的財産に基づき、本第 10 条に基づくマイクロソフトの所有権益に合致する契約者および第三者の知的財産を使用するための、地域非限定、非独占的、永続的、取消不能、追加支払不要の権利およびライセンスを無償で許諾するものとする。

#### 11.マイクロソフトの知的財産

(1) 契約者は、本サービスを実施するためにマイクロソフトおよびその関連会社からまたはマイクロソフトのために提供される、あらゆる有形または無形のマテリアル (ハードウェア、ソフトウェア、ソースコード、ドキュメント、採用された方法、ノウハウ、プロセス、技術、アイデア、コンセプト、テクノロジおよびデータを含みます)を意味する「マイクロソフトマテリアル」を取得することができます。マイクロソフトマテリアルには、上記のマテリアルの修正版または二次的著作物、商標、および本サービスの一部として契約者のデータベースに入力されるデータが含まれる。マイクロソフトマテリアルには、契約者が本発注契約および該当の発注書(P/O)以外取得したマイクロソフト製品は含まれません。

- (2) マイクロソフトは契約者に対し、発注書(P/O)の履行に必要な範囲において、契約者に 提供されるマイクロソフト マテリアルを複製、使用および頒布するための非独占的、非サブラ イセンス(承認された下請業者を除き)かつ取消可能なライセンスを許諾する。
- (3) マイクロソフトは、マイクロソフト マテリアルおよび関連する知的財産に関する他のすべての権益を留保します。発注書(P/O)の履行に必要のため承認された下請業者を除き、契約者は、マイクロソフト マテリアルをサブライセンスする権利を有しない。マイクロソフト マテリアルに別のライセンスが付属している場合は、かかるライセンスの条件も適用されます。
- (4) 契約者は、マイクロソフト マテリアルを紛失、損傷、盗難または消失から保護するために すべての合理的な予防措置を講じるものとする。
- (5) マイクロソフトは、任意の理由で、いつでもマイクロソフト マテリアルに対するライセンスを取り消すことができる。当該ライセンスは、本発注書が満了または解除となった場合は自動的に終了する。契約者は、満了または解除時にマイクロソフト マテリアルを速やかに返却しなければならない。
- (6) 契約者によるマイクロソフト マテリアルの使用については、以下の条件が適用されるものとする。
- i. 契約者は、マイクロソフトが許可する場合を除き、マイクロソフト マテリアルを改変、リバース エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルしてはならない。
- ii. 契約者は、マイクロソフト マテリアルに含まれるすべての財産権表示およびライセンスを 現原状のままにし、変更または不明瞭にしないものとする。

- iii. マイクロソフトは、マイクロソフト マテリアルについて技術サポート、保守または更新を 提供する義務を負わない。
- iv. マイクロソフト マテリアルはすべて、何ら保証のない「現状有姿のまま」で提供される。
- v. 契約者は、契約者 (または下請業者) の監督、保護保管、または管理下にあるマイクロソフト マテリアルの紛失、損傷、不正アクセス、不正使用、盗難または消失に関する責任を負う。
  - 6. ソフトウェアのライセンスおよび本物品の知的財産権
- (1) **ライセンス、アクセスと使用** 契約者はマイクロソフトおよびその関連会社(従業員、請負業者、コンサルタント、アウトソーシングされた労働者、マイクロソフトおよびその関連会社に従事しているインターンを含む)に対し、(i)(インストール済みのアプリケーションを含む)別のライセンスが適用されないソフトウェアまたはその他の知的財産を含む物品に対する地域非限定、取消不能、非独占的、永続的、無償、追加支払不要のライセンスと(ii)マイクロソフトのビジネス目的のため(該当する場合)、本サービスに対する地域非限定、非独占的、永続的、無償、追加支払不要のアクセスと使用権力を許諾するものとする。このライセンスにより、マイクロソフトは本物品に関連してかかるソフトウェアおよび知的財産を使用することができます。マイクロソフトは、本物品をマイクロソフトの関連会社、マイクロソフトの第三者サービスプロバイダー、または売却もしくはリースによる後継所有者に移転する場合、このライセンスを共に移転することができる。
- (2) **保証および補償の提供** 契約者は、本物品に関する第三者の製造業者およびライセンサーの保証および補償をすべてマイクロソフトに譲渡および提供するものとする。

f. ソフトウェア以外の本物品の権原は、最終受け入れ時に契約者からマイクロソフトに移転するものとする。

#### 12. 表明および保証

契約者は以下のとおり表明し、保証する。

- a. 契約者が、本発注契約を締結し、発注書(P/O)に従って履行するための完全な権利および 権限を有すること。契約者による履行は、契約者と第三者との間の契約または義務に違反するも のではないこと。
- b. 本サービスが専門家によって実施され、グレード、性質および品質の高いものであること。
- c. 契約者がマイクロソフトに提供するすべての本物品および本サービスについて、(i) 設計、仕上がりおよび材料に瑕疵がないこと、(ii) 使用料に対する支払の責任がないこと、および (iii) 工事人先取特権またはその他の先取特権、約定担保権もしくは負担がないこと。
- d. 契約者が保有するマイクロソフトのソフトウェアが適切に使用許諾を受けていること。
- e. 発注書(P/O)に基づいてマイクロソフトに提供される本物品、本サービス、本成果物ならびに契約者の知的財産(「IP」) および第三者の IP について、以下のとおりであること。
- (i) 全部であれ一部であれ、除外ライセンスの適用を受けないこと。「除外ライセンス」とは、使用、改変または頒布の条件として、当該ソフトウェアまたは当該ソフトウェアに付属するもしくは当該ソフトウェアと同時頒布される別のソフトウェアが、(a) ソース コード形式で公開または頒布されること、(b) 二次的著作物を作成するために使用許諾されること、または (c) 無償で再頒布可能とすること、を要求するソフトウェア ライセンスを意味する。

- (ii) マイクロソフトの IP、製品、サービス、契約者の IP、マイクロソフトに使用許諾される第 三者の IP、または本成果物が組み込まれるかもしくは本成果物から派生したドキュメントを、第 三者に使用許諾し、第三者と共有し、または第三者に提供することを求めるライセンス条項が適 用されないこと。
- f. 発注書(P/O)に基づいてマイクロソフトに提供される本物品、本サービス、本成果物、および契約者の IP または第三者 IP について、以下のとおりであること。
- i. 契約者が知る限りにおいて、第三者の特許、著作権、商標、営業秘密、またはその他の財産権を侵害しないこと。
- ii. 本物品、製品、サービス、その他のソフトウェアまたはマイクロソフトのネットワークも しくはシステムの質を低下させ、またはそれらに感染するウイルスまたはその他の悪意のあるコ ードを含まないこと。
- g. 契約者が、適用されるすべての法令、規則および規制 (地方、州、連邦、または外国のいずれのものであるかを問わない) を遵守すること。
- h. 契約者が、米国およびその他の国の輸出管理規制の対象となる、発注書(P/O)に規定する本物品、本サービス、および関連テクノロジー(かかる本物品および本サービスへのアクセスを含みます)に適用される米国輸出管理規則、国際武器取引規則、米国財務省海外資産管理局の制裁プログラム、ならびに米国およびその他の政府機関によるエンドユーザー、エンドユーザーによる使用、および輸出対象国に関する規制を遵守すること。詳細については、

http://www.microsoft.com/exporting を参照のこと。

i. 契約者が、米国海外腐敗行為防止法(U.S. Foreign Corrupt Practices Act)など、贈収賄、 汚職、不正確な帳簿、不十分な内部管理およびマネーロンダリングを禁止するすべての該当する 法令を遵守し、従業員のトレーニングを実施すること。契約者は、マイクロソフトの従業員、代 理人または担当者に対し、マイクロソフトとの取引を確保するため、またはかかる人物にマイク ロソフトとの契約またはマイクロソフトからの発注(本発注書を含むがこれに限定されない)の 条件または履行を変更させるために、謝礼を申し出、または提供してはならない。

#### 13. 反社会的勢力

- (a) 契約者は、自ら(主要な出資者、役員、およびそれに準ずる者を含む)が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他これに準ずる者をいう。以下、総称して「反社会的勢力」という)でないこと、および反社会的勢力と取引、資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを確約する。
- (b) 契約者は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてマイクロソフト(その関連会社を含む。本条において、以下同じ)の信用を毀損し、またはマイクロソフトの業務を妨害する行為、およびその他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。
- (c) 契約者は、第19条に従って下請を使用する場合には、当該下請業者が本条(a) に該当しないこと、将来も本条(a) および本条(b) のいずれにも該当しないことを確約する。契約者は、

当該下請業者が本条(a) または(b) に該当することが判明した場合には、当該下請業者との契約を解除し、またはその他契約解除のために必要な措置を採れるような特約を、当該下請業者との当該契約に定めるものとする。

(d) 契約者が、前各項の規定に違反した場合には、マイクロソフトは、何らの催告を要せず、本発注契約、および契約者とマイクロソフト間において締結された契約(もしあれば)を解除することができる。この場合、契約者に損害が生じてもマイクロソフトは何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除によりマイクロソフトに損害が生じたときは、契約者はその損害を賠償するものとする。

# 14. 不履行による解除

(a) 本発注契約においては、履行期日が重要な要素であることが合意されている。本発注契約の他の規定に基づく解除の他、契約者が次の(i) 乃至(iii) のいずれかを怠った場合、マイクロソフトは、書面による通知によって、該当する発注書(P/O)のすべてまたは一部を直ちに解除することができる。(i) 指定された納品日もしくは履行期間内、または書面による変更注文または修正によるこれらの延長期間内に、本物品を納品し、または本サービスを履行すること。(ii) 本発注契約に従い、欠陥のある本物品または本サービスを交換または修正すること。(iii) 本発注契約のその他の定めを履行すること。

但し、履行期日前であっても契約者の履行に進捗がなく、履行期日までの履行が危ぶまれるとマイクロソフトが判断する場合には、マイクロソフトは上記に従って、該当する発注書(P/O)を解除することができる。

(b) 本条に基づく解除が発生した場合、マイクロソフトは、マイクロソフトが適切であるとみなす 条件および方法で、解除された本物品または本サービスと類似する、または実質的に類似する物品 またはサービスを第三者から調達することができ、契約者は、これによってマイクロソフトが被っ た費用増加があればそのすべてについて、マイクロソフトに対して責任を負うものとする。ただし、 契約者は、解除されていない範囲について、当該発注書(P/O)の履行を継続するものとする。

#### 15. 都合による解除

- (a) マイクロソフトは、自己の都合により、電子メール、ファクシミリ、またはその他の書面により 30 日前までに通知することにより、既に適時かつ完全に引渡された本物品および本サービスを除く、特定の発注書(P/O)の全部または一部を随時、解除することができる。
- (b) 前項に基づく解除に際しては、契約者は、マイクロソフトが指定する範囲および時期において、(i) 当該発注書(P/O) における作業のすべてを停止し、かつ、(ii) マイクロソフトが当該時点または将来において権利を有する財産のすべてを保護するものとする。契約者は、解除に伴う自己の請求に対する清算または支払いを条件とせず、本項に従いながら、マイクロソフトの指示に直ちに従うものとする。
- (c) 本条(a)に基づく解除が発生した場合、契約者は直ちに、未済注文、原材料、仕掛品、および部品を合理的に評価し、これらの品目を契約者が他の製品の製造に用いることができるか、または他の目的に転用できるかを判断するものとし、かつこれに従い、かかる使用可能な品目の価値を差し引くことにより解除に伴う請求額を減額するものとする。マイクロソフトは、解除の前に履行されまたは納品された品目について支払うべき金額を支払うが、その際には、(i) 当該発注書

(P/O) に従い完成されたすべての品目についての未払の契約価格、および (ii) 契約者が実際に 負担した実費で、かつ一般に公正妥当と認められる商業会計慣行に基づく金額に限られる。

#### 16.個人情報およびデータの保護

- (a) 本条において、「個人情報」とは、特定の発注書(P/O)に関連してマイクロソフトが提供した、またはその他の契約によって契約者が収集した、(i) 当該情報に関わる人を特定しうる情報、または、特定する、接触する、もしくは所在を突き止めるために使用することが可能な情報、または (ii) ある個人の身元または連絡先情報が引き出せる情報をいう。個人情報には、氏名、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、またはその他政府発行による身元を確認するもの、およびクレジット カード情報が含まれるが、これに限定されない。さらに、その他の情報(個人の特徴、一意的な識別要素、生体情報、および/または IP アドレスなどだが、必ずしもこれらに限定されない)が、個人情報と関連がある、または組み合わさっている場合はその範囲内で、かかる情報もまた、個人情報とみなされる。
- (b) 本発注契約に関連して契約者が処理、収集またはアクセスする個人情報はすべて、法令上要求されるものを除き、当該発注書(P/O)を履行するために厳密に必要なものに限定されるものとする。契約者は
  http://www.microsoft.com/about/companyinformation/procurement/process/en/us/contracting.aspxに掲示されている最新のサプライヤーデータ保護要件(DPR)に従い、該当する発注書(P/O)を補完するマイクロソフトの別個のデータ保護追加に署名するものとする。本サービスがウェブページなどを通して、個人から直接個人情報を収集することに関与する場合、契約者は、その個人情報の利用に関する通知を、利用者にとって明確かつ目につきやすい場所に表示する。

- (c) 契約者は、該当する発注書(P/O)に従い本サービスを履行するために必要な限りにおいてのみ、個人情報を利用するものとし、その他いかなる類の目的においても利用してはならないものとする。契約者は、個人情報を第 22 条の定めに従い極秘扱いで維持管理するものとする。契約者は、契約者が収集または保有するいかなる個人情報をも、本サービスを実行するために必要なときに本条と同等の条件を付して開示する場合を除き、いかなる理由においても、いかなる第三者にも開示しない。契約者が、個人情報の開示を強制する政府機関の命令を受けた場合、またはかかる命令の手続きについての通知を受けた場合、契約者は、かかる命令または通知に対する何らかの応答を提出する前に、マイクロソフトに通知する。
- (d) 契約者は、契約者の保有する個人情報を、不正な利用、アクセス、開示、改変、または破壊から保護するための合理的な措置をとる。かかるセキュリティ措置には、アクセス コントロール、暗号化その他の適切な方法が含まれるものとする。契約者は、個人情報の不正な利用、アクセス、開示、改変、または破壊につながる可能性のあるセキュリティ違反を認識した場合は、直ちにこれをマイクロソフトに通知しなければならない。契約者は、少なくとも年に 1 回監査を実行し、契約者の保有する個人情報のセキュリティを評価し、個人情報に関する本契約の条件が守られていることを検証する。かかる監査の結果は、要求に応じて、マイクロソフトが利用できるよう提供するものとする。
- (e) マイクロソフトからの要求があった場合、契約者はマイクロソフトに対し、契約者の保有する個人情報のすべてを提供するものとする。特定の発注書(P/O)の解除または終了において、 契約者は、その後 10 日以内に、マイクロソフトの単独の裁量に従い、(i) 契約者の保有または

管理下にある、個人情報が含まれる文書および資料のすべて (そのコピーのすべてを含め) を、マイクロソフトのその他すべての資料および財産と共に、マイクロソフトに提供するものとする、または、(ii) マイクロソフトが指定した文書類および資料については (あらゆる形式におけるすべてのコピーを含め) これを廃棄し、マイクロソフトに対し、契約者の責任者が署名した廃棄の証明書を提供するものとする。

#### 17. マイクロソフトのアクセシビリティ標準

マイクロソフトのために開発されまたはマイクロソフトに提供されるすべてのデバイス、製品、Web サイト、Web ベースのアプリケーションまたはオンライン コンテンツは、法令によるまたはマイクロソフトが提供するアクセシビリティ要件を遵守しなければならない。サプライヤーは、本サービスに対する、Web サイト、Web ベースのアプリケーションまたはオンライン コンテンツを開発、提供または維持する場合、かかる Web サイト、アプリケーションまたはコンテンツが Web コンテンツ アクセシビリティ ガイドライン 2.0 のレベル A および AA 達成基準 (以下「WCAG 2.0 AA」という)に従うことに同意を満たすものとする。WCAG 2.0 (ISO/IEC 40500:2012 としても成文化されている)は http://www.w3.org/TR/WCAG20/に、また WCAG の概要は http://www.w3.org/WAI/intro/wcag に掲示されている。

#### 18. 権利の不放棄

マイクロソフトによる権利または救済の行使が遅れるか、または行使されなかった場合でも、そ の権利もしくは救済または別の権利もしくは救済を放棄したとはみなされないものとする。

# 19. 支払不能、損害賠償

いずれかの当事者について以下のいずれかに該当する事由が生じたときは、本発注契約の重大な 違反であるものとする。いかなる場合も、契約者は、逸失利益または特別損害もしくは間接損害 に対する権利を有しないものとする。

- (a) 監督官庁から営業取消、停止等の処分を受けたとき。
- (b) 手形、小切手の不渡、または支払停止等の状態に陥ったとき。
- (c) 第三者により、仮差押、仮処分、強制執行等をうけたとき。
- (d) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続開始等の申立があったとき、またはその原因となる 事由が生じたとき。
- (e) 解散または合併を決議したとき。
- (f) 財務状況が著しく悪化し、または悪化する恐れがあると合理的に判断できる相当の事由があるとき。
- (g) 契約者または契約者の役員、従業員、若しくは代理人が不正な行為 (Microsoft 製品の不正 使用を含む) を行ったとマイクロソフトが合理的に判断できる相当の事由があるとき。
- (h) マイクロソフトの信用を毀損し、または毀損するおそれがあるとマイクロソフトが合理的に 判断できる相当の事由があるとき。
- (i) 本発注契約に基づく契約者の義務のいずれかについて、重大な不履行または違反があったとマイクロソフトが合理的に判断できる相当の事由があるとき。
- (j) その他、本発注契約を継続しがたい重大な理由があるとき。

#### 20. 下請の禁止

契約者は、発注書 (P/O) の履行にあたり、また本物品の提供または本サービスの履行において、マイクロソフト所定による事前の書面による承認なく、いかなる下請業者も使用してはならないものとする。

#### 21. 免責

契約者は、(a) 該当の発注書 (P/O) に基づきマイクロソフトおよびその関連会社に引渡された本物品および本サービスの利用、販売、または再販売に関する、いずれかの第三者の知的財産権その他の権利の侵害またはその疑い、(b) 本発注契約に規定する契約者の保証または第15条の違反またはその疑い、(c) 契約者または契約者の代理人、従業員、または下請業者による作為、不作為、または適用される法令、規則または規制の違反、(d) 秘密保持義務の違反、(e) 人身傷害もしくは死亡、または有形もしくは無形財産の紛失、消失、または損傷につながる契約者またはその下請業者の過失または故意による作為または不作為、および(f) その他、理由の如何にかかわらず、契約者の従業員、関連会社、または下請業者の申立て、に関連して生じる、すべての請求、要求、損失、費用、損害、および訴訟について、マイクロソフトを防御し、マイクロソフトが損害を被った場合には填補し、かつ、一切マイクロソフトに損害を与えない。かかる損害には、和解金、判決に基づく支払金、および合理的な弁護士手数料の支払いを含むがこれらに限定されない。

# 22. 保険

契約者は、本発注契約に関連して、契約者の従業員、代理人、または下請業者により履行される

何らかの作業の間、①人身傷害または物的損害(自動車損害賠償責任および雇用者責任を含む)、および②第三者の財産権(著作権および商標権など)の侵害、をカバーするために、合理的に必要な保険に加入するか、または既に加入している保険があれば、発注書(P/O)または本発注契約の期間中、および本発注契約の終了後12か月が経過するまで、当該保険契約および保険金請求期間を維持するものとする。契約者は、要請に応じて、必要な保険契約の証明をマイクロソフトに提出します。契約者の保険契約が不適切であるとマイクロソフトが合理的に判断した場合、契約者は速やかに追加の保険に加入し、マイクロソフトに書面で通知するものとする。

# 23. 秘密保持

特定の発注書(P/O) および本物品または本サービスに関連して、いずれかの当事者が他方当事者に対して開示した秘密情報は、当該の発注書(P/O) の契約期間中、および、その終了後5年間秘密として厳重に扱うものとし、いかなる第三者に対しても開示せず、これを他の目的に利用しないものとする。本発注契約において「秘密情報」とは、開示した当事者が秘密であると指定した、または開示の状況に照らして秘密として取り扱われるべき、すべての非公開の情報をいうものとする。「秘密情報」には、該当する発注書(P/O)の条件、発売済みまたは未発売のマイクロソフトのソフトウェアまたはハードウェア製品に関連する情報、マイクロソフトの営業方針および取引慣行、マイクロソフトの顧客および供給業者、他者から受領した情報でマイクロソフトおよびその関連会社が秘密として取り扱う義務を負うものなどが含まれるが、これらに限定されない。「秘密情報」は、開示した当事者が開示する前に相手方が保有していた情報、または相手方の過失に起因せず公知のものとなった情報は含まれないものとする。

# 24. 譲渡

契約者は、発注書(P/O)および本発注契約に基づくいかなる権利または義務も(本発注契約に基づき支払われるべき金銭を受領する権利を含め)、事前にマイクロソフトの書面による同意を得ることなく、譲渡し、または引き受けさせてはならないものとし、かつ、かかる同意を得ずして為された譲渡または引き受けはすべて、無効であるものとする。マイクロソフトは、発注書(P/O)および本発注契約に基づく権利を、随時譲渡することができる。

#### 25. 特許ライセンス

本発注契約の他の条件にかかわらず、契約者が発注書(P/O)または本発注契約の条件に従った履行を怠った場合、契約者は、マイクロソフトに追加的な費用を請求することなく、マイクロソフトに対し、当該の発注書(P/O)または本発注契約の履行に関連して、契約者によりまたは契約者を代理して作成され、着想された、または実際に実用化された、発明および発見を具体化したあらゆる製品を使用、販売、製造する、および製造させる、取消し不能かつ非独占的な権利およびライセンスを自動的に付与し、許諾する。

# 26. 準拠法および合意管轄

本発注契約および発注書(P/O)は日本法に準拠し、これに従って解釈される。本発注契約または発注書(P/O)に関連して生じるすべての係争については、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

但し、米国のマイクロソフト関連会社(例. Microsoft Corporation)に対して本物品または本 サービスが提供される場合は、この限りではない。その場合は、米国ワシントン州法を準拠法と して解釈されるものとし、本発注契約または発注書(P/O)に関連して生じるすべての係争は、 米国ワシントン州の裁判所が専属的管轄権を有するものとする。

# 27. 広報、商標の利用

契約者は、マイクロソフトの事前の書面による承認を得ずして、いかなる形式においても、本発注契約または発注書(P/O)の何らかの側面に関する、または契約者およびマイクロソフトの関係に関する、いかなる広報、広告、ニュース リリース、公表、またはこれらの否定もしくは確認を、発表させてはならず、または発表を認めてはならないものとする。契約者は、事前に書面によるマイクロソフトの同意を得ずして、広報リリース、広告、またはこれに類似する活動において、マイクロソフトの名称、商号、商標、トレードドレス、またはロゴを使用してはならないものとする。かかる承認/同意がなされた場合、契約者は。本物品または本サービスについてマイクロソフトが指定および提供したマイクロソフトの商標、サービスマーク、およびロゴを、下記に掲示されているマイクロソフトのガイドラインに従ってのみ使用することができる。

https://www.microsoft.com/en-us/legal/intellectualproperty/Trademarks/Usage/default.aspx

# 28. 施設の利用等

発注書(P/O)の履行にあたる契約者の従業員等が、マイクロソフトの施設に入退室する、またはネットワーク等にアクセスする必要がある場合、契約者は、マイクロソフトの要請に応じ、かかる契約者の従業員等に対し、マイクロソフトの指定する内容のセキュリティに関するトレーニングを行い、あるいは、かかるトレーニングを行ったことを証明する書類を提出するものとする。

また、契約者の従業員等が、マイクロソフトの施設内のメディカルルーム、ヘルスケアルーム、 その他の福利厚生施設を利用した場合、契約者は、マイクロソフトが別途定める利用実費をマイクロソフトに対し支払うものとする。

#### 29. 可分性

適格な管轄地の裁判所が万一、発注書(P/O)の内容または本発注契約の条項の一部について、 準拠法に照らして違法、無効、または執行不能と判示した場合でも、それ以外のすべての内容お よび条項は引き続き、完全な執行力と法的効力を有するものとする。

#### 30. 監査

発注書(P/O) または本発注契約の期間中およびその終了後4年間、契約者は、発注書(P/O) に関連する契約者の費用および経費に関する通常の適切な記録、会計帳簿、記載事項をすべて保管するものとする。上記の期間中、マイクロソフトは、契約者が発行した明細書または請求書を確認し、契約者による発注書(P/O) および本発注契約の遵守状況を確認するため、該当する記録の監査および施設の視察を行うことができる。かかる監査は、マイクロソフト内部の監査担当者またはマイクロソフトが選定した公認会計事務所が実施する。契約者は、マイクロソフトが指定した監査または視察チームに、契約者の記録および施設への合理的なアクセスを提供する。マイクロソフトによる契約者への過払いがあったと監査人が判断する場合、契約者は、かかる過剰請求分をマイクロソフトに返金するものとする。かかる監査の結果、かかる監査期間において、契約者によるマイクロソフトへの5%以上の過剰請求が判明した場合、契約者は監査費用をマイクロソフトに返金するものとする。

31. マイクロソフト サプライヤー業務規範 (Supplier Code of Conduct) およびマイクロソフト サプライヤー ガイドライン & ポリシー (Supplier Guidelines & Policies) の遵守

契約者は、マイクロソフトのすべてのサプライヤーに必要とされる諸規程の最新版の内容を遵守して、発注書(P/O)に基づく業務を履行するものとする。サプライヤー諸規程の最新版は、以下にて入手できる。(Language:日本語は "Japanese" を選択下さい)

サプライヤー業務規範 (Supplier Code of Conduct):

http://www.microsoft.com/en-us/procurement/supplier-contracting.aspx#SupplierCod eofConduct

サプライヤー ガイドライン & ポリシー (Supplier Guidelines & Policies

- ) : https://www.microsoft.com/en-us/procurement/supplier-conduct.aspx#tab=2
- 32. マイクロソフト代理事業者向け腐敗防止ポリシー (Anti-Corruption Policy for Representatives) の遵守

契約者は、「Microsoft 代理事業者向け腐敗防止ポリシー」(Microsoft Anti-Corruption Policy for Representatives)の最新版の内容を遵守して、発注書(P/O)に基づく業務を履行するものとする。最新版は、以下にて入手できる。(Language: 日本語は"Japanese"を選択下さい)https://www.microsoft.com/en-us/Legal/Compliance/anticorruption/reppolicy.aspx

#### 33. 存続

発注書(P/O)または本発注契約において、発注書(P/O)または本発注契約の終了後も当事者に

義務が残る条項については、当該終了後も引き続き存続するものとする。本発注契約に基づく損害 害賠償、免責、および秘密保持に関する義務は、かかる存続条項に含まれる。

# ↑ページのトップへ

©2017 Microsoft Corporation